通勤手当の支給方法について（交通機関等のみの利用者）

○　１箇月当たり55,000円以下の場合（給与条例第11条第２項第１号本文）

①　一の普通交通機関等利用者

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
ＪＲ	６箇月定期券　：　９３，７５０円　（支給単位期間　６箇月）					
手当支給額	93,750円					

☆４月支給額　93,750円

支給単位期間の最初の月に一括支給

※１箇月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額）

ＪＲ	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	→ 55,000円以下

②　二以上の普通交通機関等利用者

【 その１ 】　支給単位期間の開始月が同じ場合

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
ＪＲ	６箇月定期券　：　９３，７５０円　（支給単位期間　６箇月）					
バス	３箇月定期券：２６，９３０円（支給単位期間　３箇月）			３箇月定期券：２６，９３０円（支給単位期間　３箇月）		
手当支給額	120,680円			26,930円		

☆４月支給額　120,680円　　☆７月支給額　26,930円

それぞれの支給単位期間の最初の月に一括支給

※１箇月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額の合計額）

ＪＲ	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	
バス	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)	
合計	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)	→ 55,000円以下

（注）　(2/3)は１円未満の端数で0.66…を表す（以下同じ）。

【 その２ 】　支給単位期間の開始月がずれる場合

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月
ＪＲ	６箇月定期券　：　９３，７５０円　（支給単位期間　６箇月）						６箇月定期券　：　93,750円（支給単位期間　６箇月）	
バス		３箇月定期券　：　２６，９３０円（支給単位期間　３箇月）			３箇月定期券　：　２６，９３０円（支給単位期間　３箇月）			３箇月定期券 26,930円
手当支給額	93,750円	26,930円			26,930円		93,750円	26,930円

☆４月支給額　93,750円　　☆８月支給額　26,930円　☆10月支給額　93,750円
☆５月支給額　26,930円　　☆11月支給額　26,930円

※１箇月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額の合計額 → 55,000円以下）

ＪＲ	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円
バス	0円	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)
合計	15,625円	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)